公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４９４号

大阪府阪南市さつき台１丁目15番10号、住民票上の住所大阪府貝塚市三ツ松1879番地８
債務者　東塅こと　東野　弘治
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田てい一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１２号

沖縄県沖縄市山里２丁目20番１―108号　県営山里高層住宅
債務者　照屋千枝子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５６号

大阪府松原市高見の里１丁目９番３号
債務者　河野　幸平
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号

堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟708号室
債務者　アイエスケーこと　國安　昌司
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３４８３号

札幌市北区太平３条１丁目２番32号
債務者　坂口　真弓
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２号

広島県世羅郡世羅町大字甲山75番地
債務者　小林　頼子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　功治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２号

青森県弘前市大字葛原字大柳３番地４
債務者　田村　幸靖
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前９時50分
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２２０号

埼玉県北足立郡伊奈町本町１丁目445番地２
債務者　熊井多恵子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　弘明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７号

静岡県磐田市彦島385―２　フレンドハウスさんさん、住民票上の住所静岡県掛川市塩町５番地の８
債務者　松本貫太郎
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　逸江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第８号

静岡県掛川市南２丁目16番８号　サウススステーション305
債務者　松本恭太郎
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　逸江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第４６号

奈良県生駒市壱分町1401番地５
債務者　大西　隆男
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻原　研二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２５号

北九州市戸畑区新池３丁目６番15―901号
債務者　髙橋五十六
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　晴一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４３１号

札幌市豊平区月寒東２条16丁目１番70号　有料老人ホーム　アルメリア福住、住民票上の住所札幌市中央区南３条東２丁目１番地　パシフィック南３条1102号
債務者　長澤　佳代
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　淳平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５０号

京都市西京区大枝北福西町２丁目15番地の８
債務者　中原　勝己
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３８８号

大分市金池町３丁目１番８号　シャトー金池63
債務者　佐藤　義一
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津島　成治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２号

群馬県前橋市南町１丁目19番17号
債務者　藤野　好司
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永島　隆明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係